家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料等条例(昭和31年岩手県条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料等)	(使用料等)
第2条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。	第2条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 検査等に係る手数料	(2) 検査等に係る手数料
区分手数料	区 分 手数料
[略]	[略]
病性鑑定に係る死体の焼却 死体の重量1キログラムにつき 50円	病性鑑定に係る死体の焼却 死体の重量1キログラムにつき 60円
(3) [略]	(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。